

鳥取県福祉のまちづくり施設整備マニュアル（令和４年１０月改訂版）正誤表

令和6年4月11日 作成

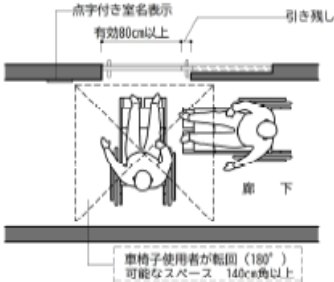
令和7年4月25日 追記

※赤字着色部が今回追記分となります

本書において下記のとおり、誤りがございました。
内容を訂正すると共に、皆様にご迷惑をおかけしたことを、深くお詫び申し上げます。
恐れ入りますが、本正誤表をご確認の上、ご利用いただきますようお願い申し上げます。
この表は次のURLに掲載していますので、随時ご確認ください。

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=81585>

頁	訂正箇所	誤	正
18	【基準適用面積一覧】 建築物移動等円滑化基準 面積早見表 10「便所（ベビーチェア）」 カ「診療所」	1000	100 （とりネットHP内の建築物移動等 円滑化基準面積早見表※1で置き換 えて下さい）
20	【基準適用面積一覧】 建築物移動等円滑化基準 面積早見表 17「敷地内の通路」 ミ「複合用途建築物」	0	1000 （とりネットHP内の建築物移動等 円滑化基準面積早見表※1で置き換 えて下さい）
21	【基準適用面積一覧】 建築物移動等円滑化基準 面積早見表 32「廊下等（授乳施設）」 フ「車両の停車場又は船舶 若しくは航空機の発着場 を構成する建築物で旅客 の乗降又は待合いの用に 供するもの」	1000	100 （とりネットHP内の建築物移動等 円滑化基準面積早見表※1で置き換 えて下さい）
21	【基準適用面積一覧】 建築物移動等円滑化基準 面積早見表 36「バリアフリー対応エレ ベーター」 ホ「公衆便所」	0	50 （とりネットHP内の建築物移動等 円滑化基準面積早見表※1で置き換 えて下さい）
49	（４）増築等の場合の適用 範囲	増築	増築等 ※「増築」と「増築等」が混同して いるため、「増築等」へ統一
62	＜移動等円滑化経路の基 準＞項目「①③出入口の有 効幅」解説４行目	出入口の有効幅は70cm以上とする	玄関の有効幅は70cm以上とする
63	項目「②④戸の形式◎戸の 構造」解説１～３行目	●「その前後に高低差がない」とい うことは、戸の前後に、車いすの 待機や方向転換に必要なスペー スを確保すること。有効寸法とし て、自動扉及び引き戸の場合は 150 cm以上、開き戸の場合は建具 幅＋150 cm以上が原則として必 要。	◇「その前後に高低差がない」と いうことは、戸の前後に、車いす の待機や戸の開閉に必要なスペー スを確保することであり、有効寸 法として、自動扉及び引き戸の場 合は150cm以上、開き戸の場合は建 具幅＋150cm以上とする
63	項目「◎自動ドア」解説１ ～１０行目	●車いす使用者等の通行を考慮し、 押しボタン式を避け、感知式とす	◇車いす使用者等の通行を考慮し、 押しボタン式を避け、感知式とす

		る等、開閉操作の不要なものとする。また、扉の開放時間を十分に考慮する。(速やかに開き、ゆっくり閉まる) ●起動装置は、視覚障がい者、車いす使用者の通行に支障なく作動するよう配慮する。 ●高齢者、障がい者等がドアに挟まれることを防止するため、ドア枠の左右かつ適切な高さに、安全センサーを設置する。 ●主要な経路には、回転戸は設けない。回転戸は基本的に車いすでの利用は困難であり、視覚障がい者や歩行困難者、子どもの通行も危険が伴いやすい。気密性の関係上、やむを得ず回転ドアを設ける場合は、それ以外の形式の扉を併設し、視覚障がい者を回転戸に誘導しないよう配慮する。	る等、開閉操作の不要なものとする。また、扉の開放時間を十分に考慮する。(速やかに開き、ゆっくり閉まる) ◇起動装置は、視覚障がい者、車いす使用者の通行に支障なく作動するよう配慮する。 ◇高齢者、障がい者等がドアに挟まれることを防止するため、ドア枠の左右かつ適切な高さに、安全センサーを設置する。 ◇主要な経路には、回転戸は設けない。回転戸は基本的に車いすでの利用は困難であり、視覚障がい者や歩行困難者、子どもの通行も危険が伴いやすい。気密性の関係上、やむを得ず回転ドアを設ける場合は、それ以外の形式の扉を併設し、視覚障がい者を回転戸に誘導しないよう配慮する。
63	項目「◎引き戸」	●車いす使用者や上肢障がい者等が開閉しやすいよう、手動式の引き戸は軽い力で開閉できるものとする。 ●手動式の引き戸は開閉が容易にできるよう上吊り式とする。やむを得ず通常の引き戸を設置する場合は、車いす使用者の通行を妨げる敷居や溝を設けない。 ●引き戸は原則として室内側に取り付ける。	◇車いす使用者や上肢障がい者等が開閉しやすいよう、手動式の引き戸は軽い力で開閉できるものとする。 ◇手動式の引き戸は開閉が容易にできるよう上吊り式とする。やむを得ず通常の引き戸を設置する場合は、車いす使用者の通行を妨げる敷居や溝を設けない。 ◇引き戸は原則として室内側に取り付ける。
63	項目「◎開き戸」解説1，2行目	●やむを得ず開き戸とする場合は、ドアクローザーにより、車いす使用者の出入りに考慮した開閉時間を確保する。	◇やむを得ず開き戸とする場合は、ドアクローザーにより、車いす使用者の出入りに考慮した開閉時間を確保する。
64	項目「案内設備」	●案内設備等の高さは立位と車いす使用者の両者が利用できるよう、床から100～110cm程度とする。	◇案内設備等の高さは立位と車いす使用者の両者が利用できるよう、床から100～110cm程度とする。
67	図の削除		削除

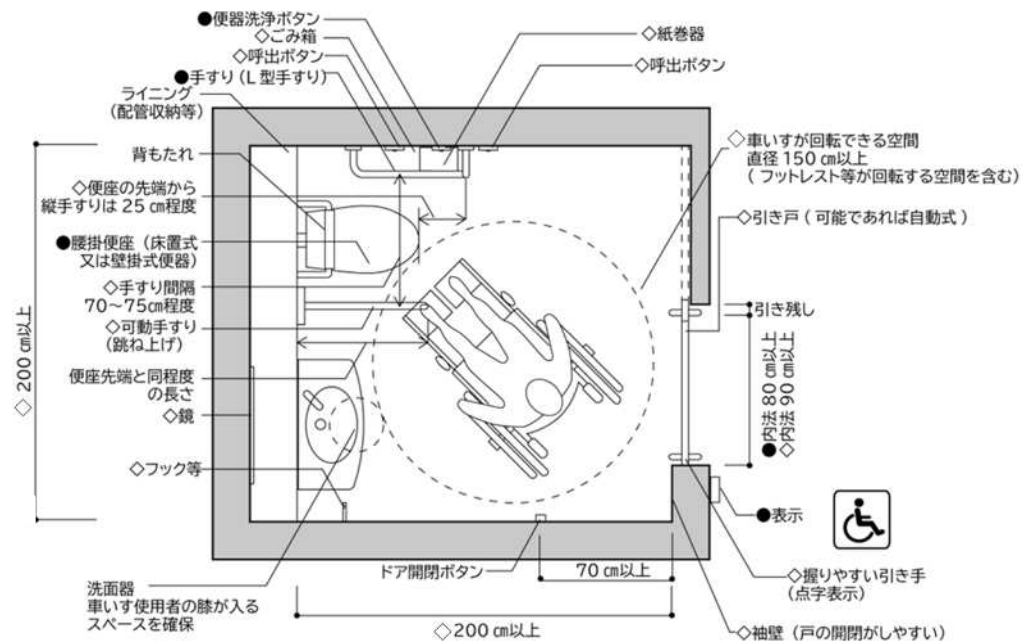
69	図の削除		削除
102	項目「◎出入口・戸」解説 4 行目	ただし、200㎡未満の用途変更を行う場合は70cm以上	ただし、200㎡未満の用途変更を行う場合は、適用対象外
102	項目「◎出入口・戸」解説 8、9 行目	●車いす使用者用便房の通路は、車いす使用者が方向転換できるよう、140cm角以上の水平スペースを設ける。	●車いす使用者用便房が設けられている便所内の通路は、車いす使用者が方向転換できるよう、140cm角以上の水平スペースを設ける。
102	項目「◎出入口・戸」解説 8、9 行目	●車いす使用者用便房の通路は、車いす使用者が方向転換できるよう、140cm角以上の水平スペースを設ける。	◇車いす使用者用便房が設けられている便所内の通路は、車いす使用者が方向転換できるよう、140cm角以上の水平スペースを設ける。
102	項目「◎便器」解説 2、3 行目	●座面高さは、車いすから便座に移乗しやすい高さとし、蓋のない状態で、42～45cm程度とする。	◇座面高さは、車いすから便座に移乗しやすい高さとし、蓋のない状態で、42～45cm程度とする
102	項目「◎手すり」8 行目	●利用者の利便性を考慮して、L 型手すりの水平・垂直部分は連続して設ける。	◇利用者の利便性を考慮して、L 型手すりの水平・垂直部分は連続して設ける。
103	項目「◎洗浄装置他」解説 1～2 行目	●腰掛便器の横壁面に設ける洗浄装置、紙巻器、非常用呼び出しのボタン配置は JISS 0026による配置等を基本とするが、建物の利用者の特性に応じた配置とする。	◇腰掛便器の横壁面に設ける洗浄装置、紙巻器、非常用呼び出しのボタン配置は JISS 0026による配置等を基本とするが、建物の利用者の特性に応じた配置とする。
103	項目「◎洗浄装置他」解説 5～8 行目	●便器洗浄ボタンは、押しボタン式等の視覚障がい者が触知しやすく誤認しにくい、色、大きさとし、文字や図記号の見やすさ、ボタンと基盤背景の色のコントラストを大きくし、わかりやすいボタン表示すること。また、手に障がいのある人でも押しやすい操作性に配慮したものとする。	◇便器洗浄ボタンは、押しボタン式等の視覚障がい者が触知しやすく誤認しにくい、色、大きさとし、文字や図記号の見やすさ、ボタンと基盤背景の色のコントラストを大きくし、わかりやすいボタン表示すること。また、手に障がいのある人でも押しやすい操作性に配慮したものとする。
103	項目「◎洗浄装置他」解説 5～8 行目	●便器洗浄ボタンは、押しボタン式等の視覚障がい者が触知しやすく誤認しにくい、色、大きさとし、文字や図記号の見やすさ、ボタンと基盤背景の色のコントラストを大きくし、わかりやすいボタン表示すること。また、手に障がいのある人でも押しやすい操作性に配慮したものとする。	◇視覚障がい者に配慮する場合、触知しやすい押しボタン式等の大便器洗浄装置を採用すること。また、誤認しにくい色や大きさとし、文字や図記号の見やすさ、ボタンと基盤背景の色のコントラストを大きくし、わかりやすいボタン表示とすること。 ●便器洗浄装置は、手に障がいのある人でも押しやすい操作性に配慮したものとする。
103	項目「◎大型ベッド」解説 6～9 行目	●大型ベッドには転落の危険がある旨を表示し、注意喚起する等の転落防止対策を講じる。 ●折畳み式大型ベッドを設置する場合には、車いすに座ったままでも畳める構造、位置とする。	◇大型ベッドには転落の危険がある旨を表示し、注意喚起する等の転落防止対策を講じる。 ◇折畳み式大型ベッドを設置する場合には、車いすに座ったままでも畳める構造、位置とする。

105	項目「◎便房までの便所内の通路」	—	●車いすの転回に支障がない場所（140cm角以上）を設ける。
107	図2 手すりの設置例 ＜車いす使用者用便房の設置例＞		（下の図1で置き換えて下さい）
107	図2 手すりの設置例 ＜大便器の手すりの設置例＞		（下の図2で置き換えて下さい）
107	図2 手すりの設置例 ＜小便器の手すりの設置例＞		（下の図3で置き換えて下さい）
109	図4 オストメイト用汚物流しの設置例 ※一段目の図及び二段目の左の図		（下の図4で置き換えて下さい）
110	図6 バリアフリースイールの設置例（すべての建築物）		（下の図5で置き換えて下さい）
110	図7 バリアフリースイールの設置例（床面積2,000㎡以上の建築物）		（下の図6で置き換えて下さい）
302	鳥取県福祉のまちづくり条例第17条第4項	4 次に掲げる特別特定建築物の建築をする場合において、令第14条第1項第2号の規定により水洗器具（第2項第3号イの規定により設ける水洗器具を除く。）を設けるときは、当該水洗器具と便器は別のものとしなければならない。 （1）保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署 （2）公衆便所 （3）床面積の合計が1,000平方メートル以上である特別特定建築物 （4）便所内に令第14条第1項第1号又は第2号の規定による便房を設けるときは、建築物の主たる出入口の付近に、当該便房を設けていることを表示する標識を設けなければならない。ただし、当該出入口の付近に令第20条第1項の規定による案内板その他の設備を設ける場合は、この限りでない。 （5）前項の標識は、令第19条に規定する標識に準じたものでなければならない。	4 次に掲げる特別特定建築物の建築をする場合において、令第14条第1項第2号の規定により水洗器具（第2項第3号イの規定により設ける水洗器具を除く。）を設けるときは、当該水洗器具と便器は別のものとしなければならない。 （1）保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署 （2）公衆便所 （3）床面積の合計が1,000平方メートル以上である特別特定建築物 <u>5</u> 便所内に令第14条第1項第1号又は第2号の規定による便房を設けるときは、建築物の主たる出入口の付近に、当該便房を設けていることを表示する標識を設けなければならない。ただし、当該出入口の付近に令第20条第1項の規定による案内板その他の設備を設ける場合は、この限りでない。 <u>6</u> 前項の標識は、令第19条に規定する標識に準じたものでなければならない。
311	別表第7（第18条の3関係） 診療所	床面積の合計1,000平方メートル以上	床面積の合計100平方メートル以上 （下の別表第7で置き換えて下さい）
390	表5 準移動等円滑化経路		共同住宅においては、条例21条の3第2項（視覚障害者等移動円滑化経路）に該当しないため、チェックリストの適用項目外ですが、改正までの間、斜線を引いたチェックリストでの運用とします。（とりネットHP内のチェックリスト※2で置き換えて下さい）

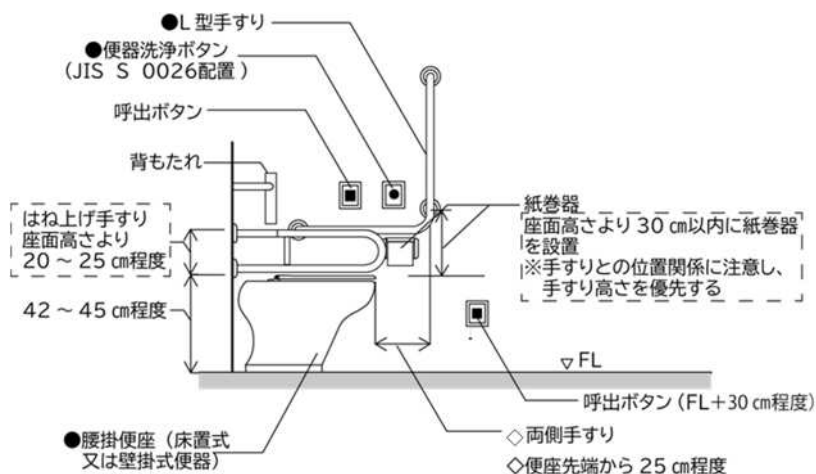
※1 掲載URL (<https://www.pref.tottori.lg.jp/secure/1284734/hayami20240416.pdf>)（とりネットHP内）

※2 掲載URL (https://www.pref.tottori.lg.jp/secure/1284734/20250425_R4.10.1_CKLIST2.xlsx)（とりネットHP内）

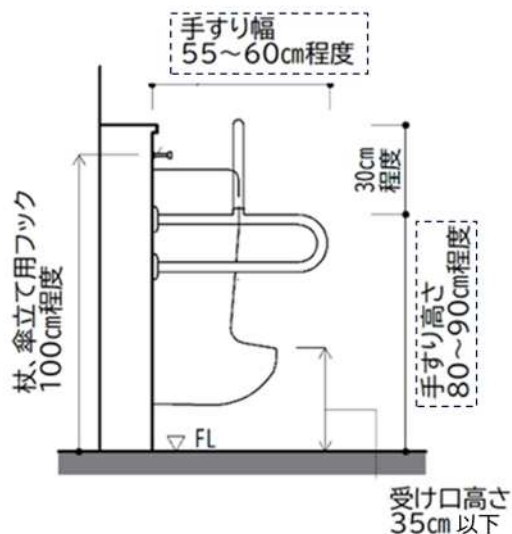
< 図 1 : P. 107の差し替え用図 >



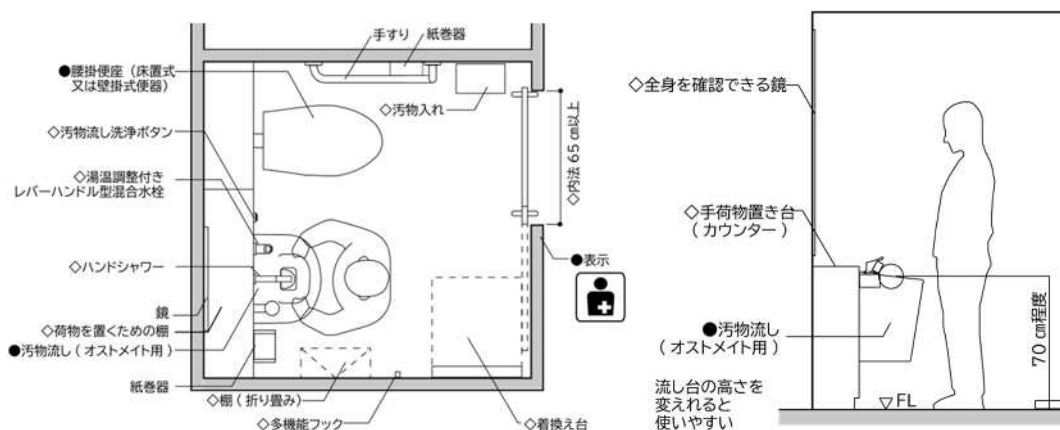
< 図 2 : P. 107の差し替え用図 >



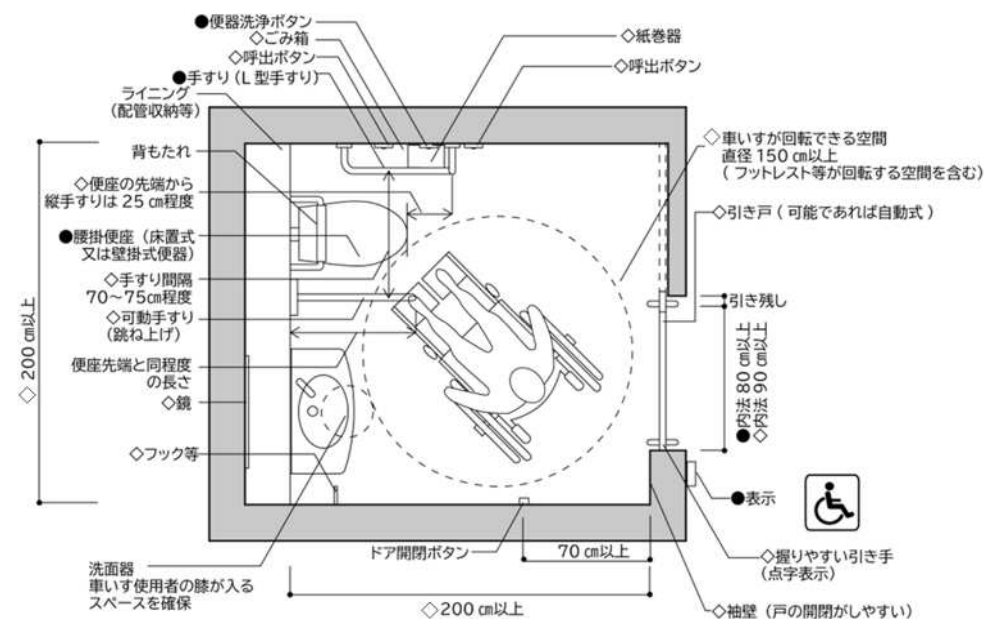
< 図 3 : P. 107の差し替え用図 >



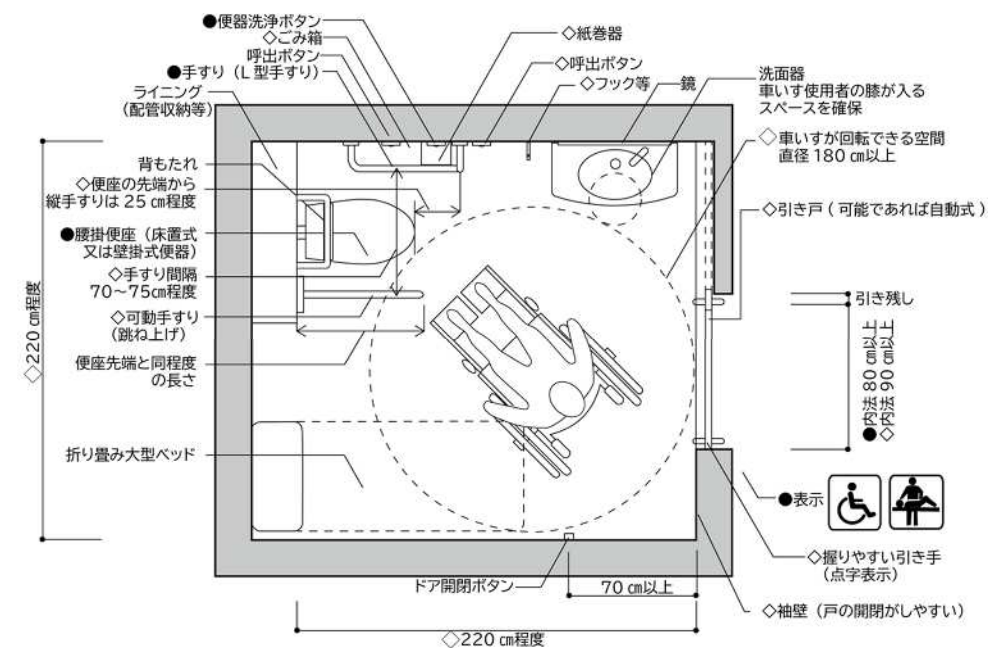
<図4：P. 109の差し替え用図>



<図5：P. 110の差し替え用図>



<図6：P. 110の差し替え用図>



＜別表第 7：P.311の差し替え用別表＞

特別支援学校 ⁴²	全て ⁴²	42
病院 ⁴²	全て ⁴²	42
診療所 ⁴²	床面積の合計 100 平方メートル以上 ⁴²	42
ホテル又は旅館(客室以外に限る。) ⁴²	客室の総数が 10 以上、かつ、床面積の合計 200 平方メートル以上 ⁴²	42
老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの(主として高齢者、障害者等が利用するものに限る。) ⁴²	全て ⁴²	42
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの ⁴²	全て ⁴²	42
公衆浴場 ⁴²	床面積の合計 500 平方メートル以上 ⁴²	42

42